

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市は、まちづくりの理念として「愛と和の市民憲章」を掲げています。「第一次総合計画」のサブタイトルは「ともに創るとともに育む」であり、また、将来都市像である「人の和で 椿十徳 生きるまち」のもと、市民協働のまちづくりをうたっています。

本計画においても、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「愛と和」でつながり、市民・事業所・市社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちをめざします。

本計画では、「みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち」を基本理念として決めました。これは、市民に対して行ったアンケート調査と、市民が参加した地域座談会やテーマ別部会などの結果を受けて設定した4つの基本目標をまとめたものとなっています。

### みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち

- みんなで.....すべての市民を表します。子どもから高齢者まで、この計画はみんなが主役です。  
また、第一次総合計画でうたわれている市民協働の精神を表します。
- 支え合い.....「支え合い」の身近な地域づくりを示すとともに、市全域における「地域福祉」そのものを表します。
- 声.....「参加」の呼びかけを示すとともに、日頃の見守り・気配りを表します。
- 心.....「地域環境」の互いに理解し合う心、地域福祉の大切さを知る心を表します。
- つながる.....「つながるしくみ」の地域福祉ネットワークを示すとともに、市民・事業者・市社協・市の連携による計画の推進性・継続性を表します。
- 元気なまち.....地域座談会で「地域のここがいいげん」として挙がってきたキーワード「元気」を基本理念に取り入れています。  
若くて活気あふれる市の特徴を表しています。

## 2 計画の基本目標

基本理念である「みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち」を実現するため、次のように4つのテーマを盛り込んだ基本目標を定めます。

### (1) 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！

若くて元気なエネルギーを生かし、すべての市民がかかわり合えるまちづくりを進めるために、参加しやすい地域づくりを進めます。そして、若い世代や転入者のほか、情報が届きにくい人たちも含めたすべての市民に対し、情報提供、情報発信に努め、みんなに参加を呼びかけていきます。また、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を通じ、心も体も元気に暮らせるまちをつくります。

### (2) みんなでサポート 「支え合い」のまちをつくろう！

町内会などによる活発な地域活動や大学など、たくさんの資源があります。ヒト・モノ・情報といった身近な資源を活用し、これらをつなげることで、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭など、日常生活でちょっとした支援を必要とする人たちを、地域で支え合えるまちをつくります。また、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭等といった、支援を必要とする人たちを日頃から地域で見守り、災害等緊急時においても地域で支え合える、安全・安心のまちをつくります。

### (3) みんなが「つながるしくみ」 安心のまちをつくろう！

市民だけでなく、ボランティアや市社協など、さまざまな機関・団体が隙間なくつながることで、家族で抱えきれない困りごとを地域につなげるしくみ、さらに地域で対応できない問題を適切な専門機関に相談し、つなげるしくみをつくります。また、課題を抱えた人を発見し、必要なときに必要な支援・サービスを適切に受けられるしくみをつくります。

### (4) 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

地域福祉のまちづくりを進めるために、その土台となる市民意識を高め、子どもから大人まで生涯にわたって、学習活動ができる環境を整えます。また、障害を持っていても当たり前で生活でき、すべての市民が地域でいきいき暮らせるノーマライゼーション社会の実現に向け、地域や心のバリアフリーを進めます。そして、お互いに理解し合うことで、みんなが活躍でき、いつでも集うことができる地域環境をつくります。

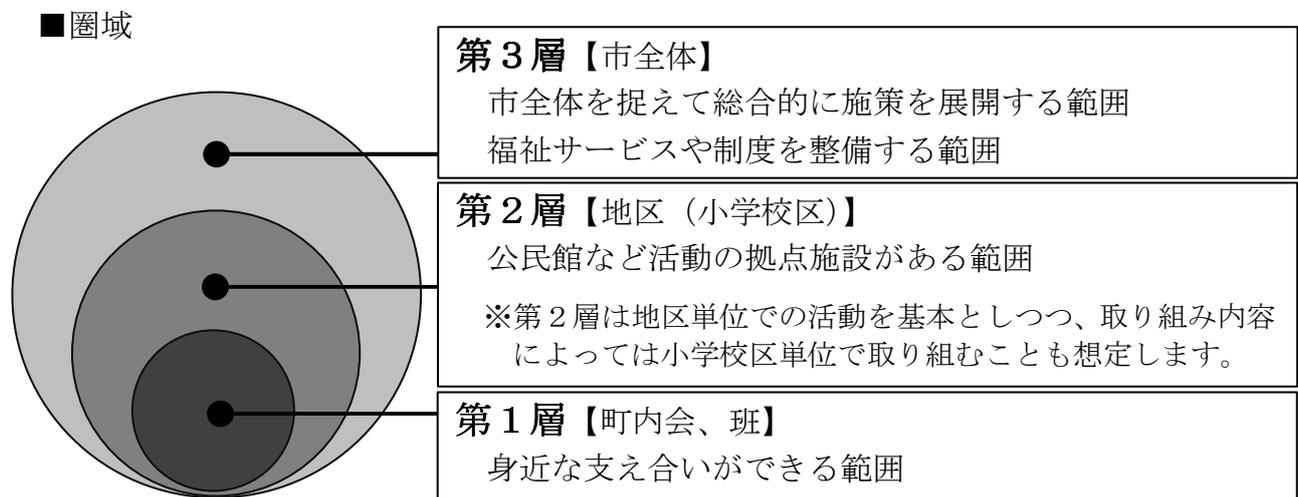
### 3 圏域の考え方

地域福祉活動では、地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。したがって地域福祉活動は、おのずとそうした課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。一方で、問題領域によっては、小さな圏域だけでは対応できないものもあり、より広域な圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

アンケート調査では、「地域」と思う範囲について、全体では「町内会」という回答が35.3%と最も高く、多くの市民が「町内会」を身近な地域と捉えていることが分かりました。一方、「町内会」という回答を年齢別で見ると、30歳未満では約2割、60歳代では約5割と、年齢によっても「地域」の捉え方が違うことがうかがえました。

また町内会といっても、市内には54の町内会があり、その世帯数や構成はさまざまです。そのため、より身近な地域として、班単位の活動が求められることも考えられます。さらに、町内会より広域の圏域を考える場合、市内には、地区や小学校区といったように、想定される活動内容や参加者によって圏域が異なるので、活動が重複する地域、活動から漏れてしまう地域がないよう、十分に情報共有し、調整を図っていくことが重要です。

以上のことから、次のとおり圏域を設定しつつ、取り組み内容やその状況に応じて柔軟に対応していくものとします。



## 4 各主体の役割

本計画の実施にあたっては、市民・事業所・市社協・市などそれぞれが連携、協力し、推進する必要があります。そのため、以下の考え方にに基づきながら、第4章でそれぞれの具体的な役割を施策ごとに示すものとします。

### ①市民

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが求められます。あいさつや声かけをはじめ、地域で困っている人へのちょっとした手伝いなど、日頃からの気配りや目配り、ささやかな見守りは、地域住民にしかできない重要な役割といえます。また、ひとりでも多くの市民が町内会をはじめとする地域活動に参加することで、地域のつながりが強まり、さまざまな支え合い・助け合い活動が展開していくことが期待できます。

さらに、町内会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティア団体など、地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい問題に、積極的に対応していく役割が求められます。

本計画における「市民」とは・・・	
・市民	・市民サークル
・町内会	・民生委員・児童委員
・自主防災組織	・地域福祉推進員
・老人クラブ	・小・中学生、高校生
・子ども会	・大学生
・ボランティア	など

## ②事業所

福祉サービス事業所は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むといった役割が求められます。また、福祉サービス事業所は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスの提供に反映していくことが期待されます。

さらに近年、宅配事業所によるひとり暮らし高齢者の見守り活動など、地域福祉の担い手としての役割が注目されています。事業所も地域社会の一員であり、これからは地域貢献の意識を持ち、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう協力・連携していく役割が求められます。

本計画における「事業所」とは・・・

- |             |            |
|-------------|------------|
| ・福祉サービス事業所  | ・農業協同組合    |
| ・シルバー人材センター | ・高校、大学     |
| ・NPO法人      | ・情報文化振興財団  |
| ・病院、医院      | ・公共施設管理事業団 |
| ・商工会        | など         |
| ・商店         |            |

## ③市社協（市社会福祉協議会）

市社協は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置づけられています。これまで、市と協働して民生委員・児童委員やボランティア団体などに活動支援を行っていますが、地域福祉の推進役として今後ますます活躍が期待されます。そのためにも、地域でさまざまな活動をしている団体や個人との相互協力・合意形成に努め、より一層市と連携・協働していくことが求められています。今後は現在分散している組織の機能集約など、市民の拠り所をさらに充実し、市社協の機能集中、強化を図ります。

また、市と協働し、本計画の事業の推進及び進行管理を行います。

本計画における「市社協」とは・・・

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・市社会福祉協議会 | ・ボランティアセンター |
|           | など          |

#### ④市

市は、市民の福祉向上をめざし、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、市民、事業所、市社協などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉の分野ほか、教育、建設分野など市全体で総合的に地域福祉を推進していきます。

さらに、広域的な対応を必要とする課題については、国・県との連携のもと対応していきます。

本計画における「市」とは・・・

・野々市市

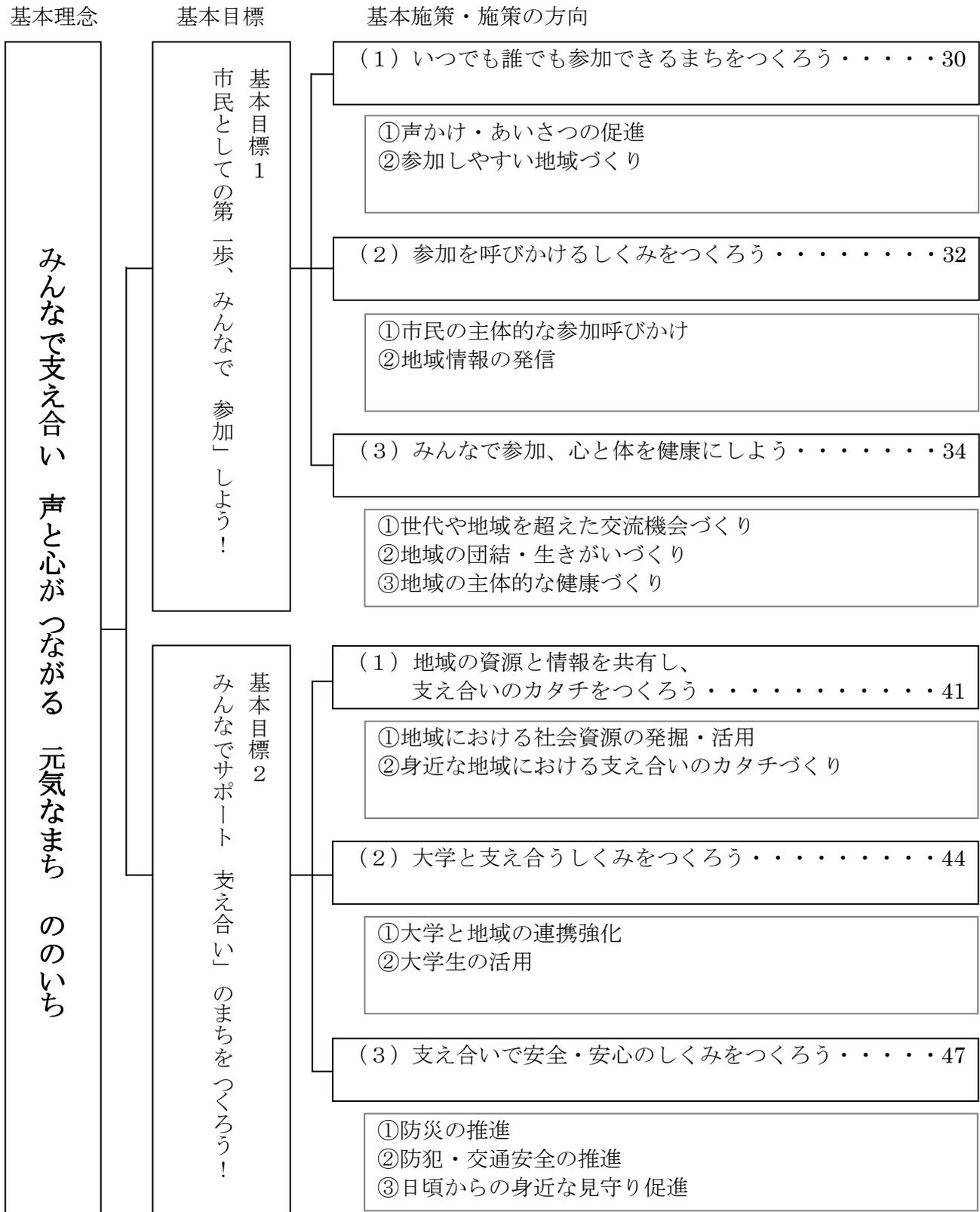
・市立保育園

・公民館

・市立小中学校

など

## 5 計画の体系



基本理念

基本目標

基本施策・施策の方向

みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち

基本目標 3  
みんなが つながるしくみ「安心のまちをつくらう！」

(1) みんながつながる新しいネットワークをつくらう・・・52

- ①支援が必要な人を地域と共に支えるネットワークづくり
- ②困難事例等に対応する専門機関ネットワークづくり

(2) みんなが相談しやすいまちをつくらう・・・・・・55

- ①地域の身近な相談体制づくり
- ②各種相談窓口の周知・充実

(3) みんなですすめる権利擁護のしくみをつくらう・・・58

- ①権利擁護の推進
- ②虐待防止対策の推進

(4) みんなが安心できる福祉サービスを充実しよう・・・61

- ①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり
- ②福祉サービス事業者の連携強化

基本目標 4  
声がかこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

(1) みんなで福祉環境をつくらう・・・・・・64

- ①福祉意識・協働意識の向上
- ②ユニバーサルデザインによる環境整備の推進

(2) みんなが活躍できる地域をつくらう・・・・・・67

- ①地域福祉を担う人材育成
- ②同じ悩み・課題を抱える人等のネットワークづくり
- ③高齢者や障害のある方が活躍できる地域づくり

(3) みんなで集う場所をつくらう・・・・・・71

- ①地域拠点の有効活用
- ②身近な地域で集える環境整備